

徳島県議会と四国大学との連携に関する協定書

徳島県議会（以下「甲」という。）と四国大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、県民を代表し県政の意思決定を行う甲と、学術の中心として知的資源が集積する乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携し協力することに努める。

- （1）甲の政策形成及び調査・研究に関すること。
- （2）乙の人材育成及び教育・研究環境の充実に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までにいずれか特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

（疑義の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年7月9日

甲 徳島県議会

乙 四国大学

議長

学長

梶本

福

岡

